

公益社団法人観音寺市シルバー人材センター
会員互助会会則

第1条 本会は、公益社団法人観音寺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員をもって組織し、会員の親睦及び相互共助並びにセンター発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の事務所をセンター事務所内に置く。

第3条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
監事	2名

2 役員はセンター会員理事、地区班長及び職域班から選出する。

3 会長、副会長、監事及び会計は役員の内選とする。

4 会計は、センター事務局が担当する。

5 役員の内任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 本会に会員との連携を密にするため世話人を置く。

2 世話人は、センター地区班長をもってこれに充てる。

第5条 総会は、5月に開催する。

2 役員会が必要な都度、会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

4 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第6条 本会の年会費は、500円とする。

第7条 会員の親睦及び相互共助は次による。

1 クラブ活動の育成

親睦を図るためクラブを結成し活動する場合は、一クラブあたり年間15,000円を助成する。

2 会員の就業中によるケガで、1週間以上入院加療中のとき 見舞金 5,000円

3 (1) 会員が死亡したとき 弔慰金 5,000円

(2) 会員が就業中の事故により死亡したとき 弔慰金 10,000円

4 会員が就業中、損害賠償を生じたとき

(ただし、会員の故意又は重大な過失による場合は除く。)

免責分に係る金額の2分の1

5 会員の慶事等については、役員会において決める。

第8条 その他必要な事項については、その都度役員会において協議し、取り扱いを決める。

附 則

本会は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この会則の名称を次のように変更し、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 「社団法人観音寺市シルバー人材センター」が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として設立したの、会則の名称を「公益社団法人観音寺市シルバー人材センター」と変更する。